The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	議会法領域における憲法原理の展開可能性の考察――ドイツ連邦議会の内部規律を素材として ――
Author(s)	前硲, 大志
Citation	大阪大学, 2022, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/87775
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

様式３

論　文　内　容　の　要　旨

氏　名　（　　前硲　大志　　）	
論文題名	議会法領域における憲法原理の展開可能性の考察 ――ドイツ連邦議会の内部規律を素材として――

論文内容の要旨

本研究では、議会（議院）による自律的な議会法の形成に対する規範的評価の規準として、民主制原理や代表原理、法治国原理といった憲法原理からどのような規範的要請が導き出されうるのかという問題関心のもと、ドイツ連邦議会を素材として、議員の副業・副収入規律、委員会等の鏡像原則（会派案分比例原則）および委員会審議の公開／非公開について、民主制原理などの憲法原理の有する規範的含蓄を明らかにすることを試みた。

（１）議員の副業・副収入規律について

第1部では、ドイツ連邦議会における議員の副業・副収入に関する法令を概観したうえで、連邦議会議員法のいわゆる中心化規律と透明性規律（2005年改正当時）の合憲性が争われた連邦憲法裁判所判例における法廷意見と個別意見を対照しつつ検討することを通じて、議員の副業・副収入規律について、憲法原理としての代表原理が有する規範的含蓄を考察した。

その結果、議員の副業・副収入規律に関して、代表原理の一定の観念内容に導びかれた基本法38条1項2文解釈による議員の独立性確保の要請が、憲法規範的評価の規準として働くという構造が示された。そして、この構造の下で、代表原理の観念内容の相違によって、議員の副業・副収入に対して制約的効果のある規律に対する原則的な憲法的評価が分かれる。すなわち、代表原理の観念内容として、議会の代表能力・機能性を確保するために、議会内の職務遂行こそが重視されるべき「全国民の代表」たる議員の活動であると解した場合、基本法38条1項2文解釈による議員の独立性確保は、主に社会における利益団体等に対する関係で要請されるものとなり、副業・副収入に対して制約的効果のある規律は原則として肯定的に評価される。他方、代表原理の観念内容として、議会の代表能力・機能性を確保するために、議会外での職業遂行もまた重視されるべき「全国民の代表」たる議員の活動であると解した場合、基本法38条1項2文解釈による議員の独立性確保は、主に政党・会派等に対する関係で要請されるものとなり、副業・副収入に対して制約的効果のある規律は原則として否定的に評価される。

このことから、議員の副業・副収入規律に関して、憲法原理としての代表原理は、その観念内容によって基本法38条1項2文解釈を導き、これを規準とする憲法的評価に影響を及ぼすという規範的意義を有するものといえる。

（２）委員会等の鏡像原則（会派案分比例原則）について

第2部では、ドイツ連邦議会における委員会等の人的構成における鏡像原則（会派案分比例原則）をⒶ縮図要請、Ⓑ会派・議員団単位要請およびⒸ勢力比例要請に分析する視座に立ったうえで、憲法ランクとしての鏡像原則（会派案分比例原則）がどのように憲法的基礎づけを与えられ、またその射程がどの合議体に及ぶかについて考察した。

（ア）鏡像原則の憲法的基礎づけ

Ⓐ縮図要請については、まず憲法解釈上、議員の総体＝議会全体＝本会議が立法権を行使する主体と解されたうえで、委員会等がそうした本会議に匹敵する機能を営むこと、また、民主制原理における民主的正統化の要請から、これを基礎づけることができる。また、Ⓑ会派・議員団単位要請については、議会の機能性という憲法的法益および民主制原理における民主的正統化の要請から、これを基礎づけることができる。さらに、Ⓒ勢力比例要請については、全議員の平等な関与権限が憲法上保障されていると解されること、民主制原理における国民の平等な関与権限の保障の要請、民主的正統化の要請、および議会の機能性という憲法的法益から、これを基礎づけることができる。

（イ）鏡像原則の射程

憲法ランクの要請としての鏡像原則の射程に関して、これを左右しうる考慮要素のうち、各合議体が議会意思の

内容面での準備形成を行うものか否かという要素、および、各合議体の決定内容の拘束力という要素は、鏡像原則が民主制原理における民主的正統化の要請によって憲法的基礎づけを与えられることを反映したものといえる。また、基本法に基づく手続固有の目標は、鏡像原則に従った人的構成がこれに適合的でない場合に、鏡像原則の妥当性を後退させる考慮要素として働きうる。

これらのことから、委員会等の鏡像原則（会派案分比例原則）に関して、憲法原理としての民主制原理は、これに憲法ランクの要請としての基礎づけを与えるとともに、その射程を判定する際の考慮要素を導出するという規範的意義を有しているといえる。

（３）委員会審議の公開／非公開について

第3部では、議会の会議運営に関して民主制原理などの憲法原理が有する規範的含蓄を明らかにするべく、ドイツ連邦議会の委員会審議の非公開原則を素材として、委員会審議の公開／非公開について憲法原理的観点から検討を施した。

まず、民主制原理や法治国原理から議会手続に求められる役割として、多数派形成と妥協、民主的正統化、専門的合理化、政府・行政に対する審査・批判といった役割が挙げられる。そのうえで、主として議事規則に定められた委員会の組織・権限から推論される委員会の役割が、こうした民主制原理や法治国原理の要請する役割に即したものであったことが示された。すなわち、連邦議会全体のなかで委員会の役割として挙げることのできる「意見調整・妥協による多数派の予備形成」「議会意思決定の民主的正統化の促進」「議案内容の専門的合理化」および「政府・行政に対する審査・批判」のうち、前二者は民主制原理からの要請、後二者は法治国原理からの要請に適うものである。そして、委員会が法案その他の議案の内容に関する審議を行う場合、「意見調整・妥協による多数派の予備形成」と「議案内容の専門的合理化」の役割に適合的なものとして、委員会審議の「非公開」が民主制原理および法治国原理の観点から積極的に評価されうる一方で、「議会意思決定の民主的正統化の促進」の役割に適合的なものとして、委員会審議の「公開」が民主制原理の観点から積極的に評価されうる。また、委員会が自身の独自取扱権限の枠内で審議を行う場合には、その「公開」が、「政府・行政に対する審査・批判」の役割に適合的であり、したがって法治国原理から積極的に評価されうる。こうして、委員会審議の公開／非公開に関して、民主制原理や法治国原理がアンビバレントなものであることが示された。

そして、各合議体に期待される役割には様々なものがありうるところ、民主制原理や法治国原理といった憲法原理がどのような場合に「公開」または「非公開」と親和的であるのかを、それぞれの局面・レベルに即して具体的に検討すべきであり、その際に、これらの憲法原理が、審議の公開／非公開の選択に対して規範的意義を発揮するものといえる。

（４）本研究の意義と残された課題

本研究の結果をより一般化して示せば、議会（議院）が自律的に形成する内部規律に対して、憲法原理の観念内容に導かれた憲法解釈や、憲法原理に基礎づけられる憲法ランクの要請が、規範的評価の規準として働くといえる。本研究は、議会（議院）による自律的な議会法の形成に対して省察層をなす憲法ランクの規範の充実化を図る試みとして、議会法領域において憲法原理に定位した法解釈の統一や整序を図る作業の一助となるものである。

もっとも、そうした議会法領域における憲法原理に定位した法解釈の統一や整序を達成するには、なおも検討すべき規律対象が残されている。また、本研究ではドイツ連邦議会を素材とした議論を展開したが、日独における選挙制度や会派制度などの相違を踏まえた日独比較のもとで、日本の国会に関して憲法原理の展開可能性を探求することも残された課題である。

様式 7

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　名　（　前硲　大志　）			
論文審査担当者	（職）		氏　名
	主 査	教授	高田　篤
	副 査	教授	松本和彦
	副 査	准教授	村西良太

論文審査の結果の要旨

概要

本論文は、議会（議院）による自律的な議会法の形成に対する規範的評価の規準として、民主制原理や代表原理、法治国原理といった憲法原理からどのような規範的要請が導き出されうるのかを明らかにしようとする。具体的には、ドイツ連邦議会を素材として、議員の副業・副収入規律、委員会等の鏡像原則（会派案分比例原則）および委員会審議の公開／非公開について、民主制原理などの憲法原理の有する規範的含蓄を、ドイツの判例・学説を検討、分析することを通じて明らかにしようとしている。

内容

（１）議員の副業・副収入規律について

第1部では、ドイツ連邦議会における議員の副業・副収入に関する法令を概観された上で、連邦議会議員法のいわゆる中心化規律と透明性規律（2005年改正当時）の合憲性が争われた連邦憲法裁判所判例における法廷意見と個別意見が対照的に検討され、それを通じて、議員の副業・副収入規律について、憲法原理としての代表原理が有する規範的含蓄を考察された。

まず、議員の副業・副収入規律に関して、代表原理の一定の観念内容に導かれた基本法38条1項2文解釈による議員の独立性確保の要請が、憲法規範的評価の規準として働くという構造が示された。そして、この構造の下で、代表原理の観念内容の相違によって、議員の副業・副収入に対して制約的効果のある規律に対する原則的な憲法的評価が分かれることになる。すなわち、代表原理の観念内容として、議会の代表能力・機能性を確保するために、議会内の職務遂行こそが重視されるべき「全国民の代表」たる議員の活動であると解された場合、基本法38条1項2文解釈による議員の独立性確保は、主に社会における利益団体等に対する関係で要請されるものとなり、副業・副収入に対して制約的効果のある規律は原則として肯定的に評価される。他方、代表原理の観念内容として、議会の代表能力・機能性を確保するために、議会外での職業遂行もまた重視されるべき「全国民の代表」たる議員の活動であると解された場合、基本法38条1項2文解釈による議員の独立性確保は、主に政党・会派等に対する関係で要請されるものとなり、副業・副収入に対して制約的効果のある規律は原則として否定的に評価される。

これらから、議員の副業・副収入規律に関して、憲法原理としての代表原理は、その観念内容によって基本法38条1項2文解釈を導き、これを規準とする憲法的評価に影響を及ぼすという規範的意義が確認されたと結論付けられる。

（２）委員会等の鏡像原則（会派案分比例原則）について

第2部では、ドイツ連邦議会における委員会等の人的構成における鏡像原則（会派案分比例原

則）をⒶ縮図要請、Ⓑ会派・議員団単位要請およびⒸ勢力比例要請に区別して分析するという視座に立ったうえで、憲法ランクとしての鏡像原則（会派案分比例原則）がどのように憲法的基礎づけを与えられ、またその射程がどの合議体に及ぶかについて考察された。

（ア）鏡像原則の憲法的基礎づけ

Ⓐ縮図要請については、まず憲法解釈上、議員の総体＝議会全体＝本会議が立法権を行使する主体と解されたうえで、委員会等がそうした本会議に匹敵する機能を営むこと、また、民主制原理における民主的正統化の要請から、これを基礎づけ得るとされる。また、Ⓑ会派・議員団単位要請については、議会の機能性という憲法的法益および民主制原理における民主的正統化の要請から、これを基礎づけ得るといわれる。さらに、Ⓒ勢力比例要請については、全議員の平等な関与権限が憲法上保障されていると解されること、民主制原理における国民の平等な関与権限の保障の要請、民主的正統化の要請、および議会の機能性という憲法的法益から、これを基礎づけ得るとされる。

（イ）鏡像原則の射程

憲法ランクの要請としての鏡像原則の射程に関して、これを左右しうる考慮要素のうち、各合議体が議会意思の内容面での準備形成を行うものか否かという要素、および、各合議体の決定内容の拘束力という要素は、鏡像原則が民主制原理における民主的正統化の要請によって憲法的基礎づけを与えられることを反映したものだとされる。また、基本法に基づく（法案審議合同協議会などにおける）手続固有の目標は、鏡像原則に従った人的構成がこれに適合的でない場合に、鏡像原則の妥当性を後退させる考慮要素として働きうるといわれる。

これらのことから、委員会等の鏡像原則（会派案分比例原則）に関して、憲法原理としての民主制原理は、これに憲法ランクの要請としての基礎づけを与えるとともに、その射程を判定する際の考慮要素を導出するという規範的意義を有していると結論付けられる。

（３）委員会審議の公開／非公開について

第3部では、議会の会議運営に関して民主制原理などの憲法原理が有する規範的含蓄を明らかにするため、ドイツ連邦議会の委員会審議の非公開原則を素材として、委員会審議の公開／非公開について憲法原理的観点から検討がなされた。

まず、民主制原理や法治国原理から議会手続に求められる役割として、多数派形成と妥協、民主的正統化、専門的合理化、政府・行政に対する審査・批判といった役割が挙げられた。そのうえで、主として議事規則に定められた委員会の組織・権限から推論される委員会の役割が、こうした民主制原理や法治国原理の要請する役割に即したものであったことが示された。すなわち、連邦議会全体のなかで委員会の役割として挙げることのできる「意見調整・妥協による多数派の予備形成」「議会意思決定の民主的正統化の促進」「議案内容の専門的合理化」および「政府・行政に対する審査・批判」のうち、前二者は民主制原理からの要請、後二者は法治国原理からの要請に適うものであるとされる。そして、委員会が法案その他の議案の内容に関する審議を行う場合、「意見調整・妥協による多数派の予備形成」と「議案内容の専門的合理化」の役割に適合的なものとして、委員会審議の「非公開」が民主制原理および法治国原理の観点から積極的に評価されうる一方で、「議会意思決定の民主的正統化の促進」の役割に適合的なものとして、委員会審議の「公開」が民主制原理の観点から積極的に評価されるといわれる。また、委員会が自身の独自取扱権限の枠内で審議を行う場合には、その「公開」が、「政府・行政に対する審査・批判」の役割に適合的であり、したがって法治国原理から積極的に評価されるとされる。このように、委員会審議の公開／非公開に関して、民主制原理や法治国原理がアンビバレントに働くことが示された。

そして、各合議体に期待される役割には様々なものがありうるところ、民主制原理や法治国原理といった憲法原理がどのような場合に「公開」または「非公開」と親和的であるのかを、それぞれの局面・レベルに即して具体的に検討すべきであり、その際に、これらの憲法原理が、審議の公開／非公開の選択に対して規範的意義を発揮するものであると結論付けられた。

意義

本論文における分析を通じて、議会（議院）が自律的に形成する内部規律に対して、憲法原理の観念内容に導かれた憲法解釈や、憲法原理に基礎づけられる憲法ランクの要請が、規範的評価の規準として働くことが、事象に即して明らかにされた。本論文は、従来、必ずしも十分に展開されてきたとは言えない、議会（議院）による自律的な議会法の形成に対して省察層をなす憲法ランクの規範を充実化させる具体的な試みとして、高く評価される。この取り組みは、今後、議会法領域において憲法原理に定位した法解釈の統一や整序を図っていく際に、大きな助けとなろう。

そうした議会法領域における憲法原理に定位した法解釈の統一や整序を目指す場合、具体的に検討されるべき規律対象が多く残されている。本論文でその有効性が示された検討の切り口から、さらなる研究が俟たれる。また、本論文ではドイツ連邦議会を素材とした検討がなされたが、今後、ドイツに関する高いレベルでの知見を基礎にして、日独における選挙制度や会派制度などの相違を踏まえた日独比較のもとで、日本の国会に関して憲法原理の展開可能性を本格的に追究していくことが望まれる。

いずれにせよ、本論文が大きな学問的意義を有することに疑いはなく、博士（法学）の学位授与に値するものと判断される。

尚、本論文に剽窃がないことを確認した。